

短期入所サービス利用料金（1日あたり）

下記の料金表によって、サービス利用料金から、介護給付費等の給付額（全体額の9割）を除いた金額（全体額の1割＝利用者負担）と食費・光熱水費の合計金額を利用者にお支払いいただきます。（別途、個別減免等の負担軽減措置がございます。）

I【南東北さくら館指定短期入所事業所：短期入所事業】

1. ご契約者の障害程度区分とサービス利用料金	区分6 8,900円	区分5 7,570円	区分4 6,240円	区分3 5,620円	区分1,2 4,900円
2. うち、介護給付費が給付される金額	8,010円	6,813円	5,616円	5,058円	4,410円
3. うちサービス利用に係る自己負担（定率負担）（1－2）	890円	757円	624円	562円	490円
4. 食事に係る自己負担額	1,600円				
5. 光熱水費に係る自己負担額	320円				
6. ご負担額合計（1日あたり）（3+4+5）	2,810円	2,677円	2,544円	2,482円	2,410円

II【短期入所事業利用の初日及び最終日に他の日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、通所による旧法施設支援）を利用した場合】

1. ご契約者の障害程度区分とサービス利用料金	区分6 8,900円	区分5 7,570円	区分4 6,240円	区分3 5,620円	区分1,2 4,900円
2. うち、介護給付費が給付される金額	5,229円	4,581円	2,763円	2,079円	1,494円
3. うちサービス利用に係る自己負担（定率負担）（1－2）	581円	509円	307円	231円	166円
4. 食事に係る自己負担額	1,600円				
5. 光熱水費に係る自己負担額	320円				

6. ご負担額合計 (1日あたり) (3+4+5)	2,501円	2,429円	2,227円	2,151円	2,086円
---------------------------------	--------	--------	--------	--------	--------

《利用者負担の減免について》

〔利用者負担に関する月額上限〕

- 1ヵ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり5区分の月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

区 分	世帯の収入状況	1ヵ月あたりの負担上限額	備考
生活保護	生活保護受給世帯	0円	個別減免及び通所施設・在宅サービス等軽減は、廃止となる（医療型個別減免は存続される）
低所得1	市町村民税非課税世帯で、ご本人の収入が80万円以下の方	0円	
低所得2	市町村民税非課税世帯（低所得1に該当する者を除く）	0円	
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満の者に限り、20歳以上の施設等入所者を除く）	【20歳未満の施設等入所者】 9,300円	
一般2	市町村民税課税世帯（一般1に該当する者を除く）	37,200円	

- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯